

平成22年刑（わ）第2949号

公務執行妨害・傷害被告事件

被告人 大高正二

乙6～8号証に関する意見書

2011年9月16日

東京地方裁判所刑事10部 御中

弁護士 萩尾 健太

同 ●● ●●

同 ●● ●●

第1 意見の趣旨

全て不同意である。

第2 意見の理由

理由は以下の通りである。

乙6～8号証は、全体として、大高氏に対する不当な偏見を抱かせようとするものであり、証拠禁止に当たる。

乙6号証は、前科調書だが、40年ほど昔の交通事故に関する記載があり、これはおよそ関連性がない。名誉毀損については、行為類型も異なり、被告人質問で出ているので不要である。

乙7, 乙8号証は、大高氏が不当にも名誉毀損で有罪となった事件の地裁判決、高裁判決であるが、本件とは行為類型も内容も異なるものであり、上記の不当な偏見を抱かせるだけの意味しかない。よって、関連性、必要性が認められない。

以上